

長岡市交通バリアフリー基本構想策定委員会

第1回委員会資料（概要）

1. 交通バリアフリー法の概要

交通バリアフリー法に基づき市町村が移動円滑化のための基本構想を策定することにより、重点的かつ一体的なバリアフリー整備が可能になります。

（1）法律の目的高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するために、次の2つのバリアフリー化を推進します

1) 旅客施設及び車両のバリアフリー化を推進

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化。

2) 重点整備地区における移動経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進

旅客施設を中心とした一定の地区において、基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を10年以内に重点的かつ一体的に実施する。

□高齢者、身体障害者等とは

本構想は、高齢者、身体障害者の他、妊産婦の方や、重たい荷物を持った旅行者など、何らかの理由で移動が困難になっている人を対象とします。

また、これらのハード的な施策以外にも、研究支援、情報提供、高齢者や身体障害者等への認識を深めるための教育活動等、ソフト的施策の重要性も示されています。

（2）基本構想

1) 基本構想とは

□移動円滑化基本構想は、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために市町村が作成します。

□基本構想が策定されると、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会は基本構想に基づいた事業を実施します。

□基本構想は事業と直結しているので、構想策定の段階から関係事業者、当事者との協議を進めながら、効果的で実効性のある構想を策定します。

2) 基本構想で定める内容

①重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針

高齢者・身体障害者等の意見の反映をしつつ、既存の都市計画・基本構想・移動円滑化に関わる条例等との関係を考慮し、各種事業の連携を図り集中実施するための、移動円滑化推進上の、具体的かつ明確な目標を示すものです。

②重点整備地区の位置及び区域

定旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区

○特定旅客施設から徒歩で移動できる範囲（500～1000m程度）

○高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設を含む地区

○移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区

○総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

□特定旅客施設とは

一日平均5,000人以上の利用者のいる旅客施設、または、そのような旅客施設と同等以上の高齢者等の利用が見込まれる施設と定義しております。

長岡市では、長岡駅（一日あたりの乗降者約11,400人）と駅東西のバスターミナル（一日あたり乗降者約19,000人）が該当します。

□重点整備地区に含む施設とは

中心にある旅客施設から、主に徒歩で移動できる範囲の施設で、高齢者や身体障害者が日常生活、社会生活において利用する官公庁施設、福祉施設及びその他の施設となっておりますが、その他の施設としては、医療機関等だけでなく、商店や、金融機関など生活に必要な施設も考慮する必要があると考えられます。

③移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

○特定施設までのおおむねの移動経路

○移動経路に応じて実施される特定事業

○その他の事業のおおむねの内容

□特定施設とは

交通バリアフリー法で定められる「高齢者や身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる」代表的な市民利用施設として位置づけます。

□移動経路とは

特定施設まで移動するための経路で、選定に際しては10年以内の整備が可能な経路を設定する必要があります。

□特定事業とは

選定された移動経路の整備に必要な道路の改築、信号、標識の設置などを行います。

2. 長岡市交通バリアフリー基本構想策定について

（1）基本構想策定の目的

基本構想策定の直接的な目的は、本格的な高齢社会の到来に備えるとともに、障害をもつ

ものが障害のないものと同等に生活し活動できる「ノーマライゼーション」社会の実現です。

また、基本構想は、だれでも、いつでも、どこでも活動できることを基本理念とする「ユニバーサルデザイン」の思想を背景として計画を策定するものと考えます。

そして、基本構想による「ハードのバリアフリー」とともに、市民に対する理解と協力の手立てを講ずる「心のバリアフリー」は、人に優しい街づくりの両輪をなすものと考えます。

(2) 基本構想策定の必要性

各事業者の事業を一体化することで効率化を図るため。

○駅内から移動経路の一体的なバリアフリー整備を達成するため。

○高齢者、身体障害者等と関係事業者の協議による、バリアフリーの実現をめざすため。

(3) 基本構想策定の進め方

①長岡市交通バリアフリー基本構想策定委員会

・基本構想の策定機関

②長岡市交通バリアフリー基本構想策定検討会議

・委員会に提案する基本構想案、特定事業計画案の検討組織

③市民からの意見募集

・アンケートによる意向把握

・インターネット等を通じた意見公募

3. 長岡市交通バリアフリー基本構想策定の考え方について

(1) 重点整備地区

重点整備地区は、特定旅客施設（1日平均5,000人以上の利用者のある旅客施設であり、長岡市では「長岡駅（JR東日本）と駅東西にあるバスターミナル」が該当します）を中心とした半径500～1,000mの範囲のなかで、重点的かつ一体的に整備をすべき地区を指定します。

この範囲をもとに市民利用施設や、公共的施設、交通施設の分布状況等の整理を行い、重点的かつ一体的に整備を行う地区的具体的範囲を設定するために、道路網の状況や字境や河川等により区画される一定規模の地区を抽出し重点整備地区について検討します。

長岡駅から半径1kmの地域では、第二次新長岡発展計画、長岡都心地区総合整備計画、長岡市地方拠点都市地域整備基本計画、長岡市中心市街地活性化基本計画、長岡市モール整備基本計画、市民センターの開設といった計画が進められており、これらの計画を反映するとともに、アンケートにより得た高齢者、身体障害者等の意向も考慮して重点整備地区を設定する必要があります。

(2) 特定施設（代表的な市民利用施設）

特定施設は、重点整備地区内で、高齢者や身体障害者等が日常生活または社会生活におい

て利用すると認められる代表的な市民利用施設です。

特定施設の設定に際しては、高齢者や身体障害者等を対象に広くアンケートを実施し、日常的によく利用する施設とそこまでの移動手段などを把握し、当事者の意向を反映させます。

特定施設は、特に利用頻度の高い施設を設定しますが、それに準ずる施設についても準特定施設として選定しておきます。特定施設については、交通バリアフリー法の基本構想を策定する対象の施設として、また準特定施設については今後のまちづくりにおいて優先的にネットワークを形成すべき施設として、段階的な将来のまちづくりも見据えた選定をしておく必要があると考えます。

（3）移動経路

移動経路は、駅と特定施設を結ぶ経路、または駅と特定施設を経由し他の特定施設を結ぶ経路で、かつ高齢者や身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる経路のことです。

移動経路も特定施設と同様に高齢者や身体障害者等の意向を把握することが重要であり、アンケート等による意見の聴取が必要となります。

移動経路の設定に際しては、利用頻度や特定施設との関係を考慮し、1次経路から3次経路までを選定します。1次経路による特定経路の整備を最優先とし、何らかの理由により1次経路の整備ができない場合に2次経路、3次経路での整備を検討します。また、2次経路、3次経路については、面的なバリアフリーネットワークの整備など、将来のまちづくりも見据えた選定をしておく必要があると考えます。

また、長岡市の地域性も考慮し、冬季バリアフリーについての配慮も必要であると考えます。

○経路の結び方について

- ・長岡駅を出発点とすることを基本とする
- ・複数の特定施設を結ぶことを考える
- ・駅を中心に枝状に広がる経路の選定を行う

○1次経路

- ・長岡駅と特定施設を結ぶ経路で高齢者や身体障害者等の利用の多い経路

○2次経路

- ・長岡駅と準特定施設を結ぶ経路
- ・1次経路から枝葉状にわかれ準特定施設を結ぶ経路

○3次経路

- ・1次経路及び2次経路の迂回路として機能を補完する経路

4. 長岡市中心部の移動円滑化上の問題点

長岡市中心部における移動円滑化上の問題点を、これまでの既存調査（現地調査）で指摘された事項などを基に整理します。

① 歩道に関して

- 歩道の段差を無くして欲しい。
- インターロッキングと誘導ブロックの差があまりよく分からない。
- 駐車場へ乗り入れるため歩道が傾斜となっている。

【車いす利用者からの指摘】

- 駐輪自転車が乱雑で、通行しにくい。
- 歩道上に電柱や看板、自動車、店の商品等の障害物があつて、通行しにくい。
- 歩道切下部の勾配（縦断方向）が急なので、登れない（補助者同伴でも）。
- グレーチングの目が大きい。
- 舗装ブロックや側溝蓋がガタガタする所がある。
- 誘導ブロックの凸凹が通行の障害になる。

【視覚障害者からの指摘】

- 誘導ブロックがなく、歩く方向がわからない。
- 誘導ブロックの上に看板がある。
- 誘導ブロックが周囲の舗装色と同じで、識別できない箇所があった。
- 音響信号の音が小さい、または周囲がうるさいので、音響信号の音が聞こえにくい。
- 横断歩道に凸凹がある。
- 横断歩道の動線上に障害物（電柱等）がある。
- バス停があるところがわからない。

【下肢障害者からの指摘】

- 雁木の柱が、通行の邪魔になる。
- 駐輪自転車が乱雑で、通行しにくい。
- 歩道上にある看板、自転車、電柱等が通行の邪魔であり、かつ歩道幅員が減少する。
- 側溝の穴が大きく、足が引っかかる。
- 街路樹によって、見通しが悪くなっている。

【聴覚障害者からの指摘】

- 歩道上にある看板、自転車、電柱等が、通行の邪魔になっている。
- 側溝蓋の穴が大きい。

【高齢者からの指摘】

- アーケードの柱が気になる。
- 歩道上に電柱や看板、自動車、店の商品等の障害物があつて、歩道幅員を狭くしている。

② 公共施設に関して

- 手すりや障害者用のエレベーターがない。

③ 歩道除雪に関して

- バス停の除雪をして欲しい。

- 人がすれ違えるくらいの広さで歩道を除雪してほしい。

④ 交通安全に関して

- 駐輪自転車が乱雑で、通行しにくい。
 - シンボルロードから駅に向かっての信号の時間が短く、車いすで渡りきれない。
 - 音響信号の音が小さい、または周囲がうるさいので、音響信号の音が聞こえにくい。
- ⑤ 駅に関して
- 大手口のエレベーターの標示がわかりにくい。